

前澤化成工業株式会社

コーポレートガバナンス基本方針

(平成 29 年 10 月 31 日版)

目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (位置付け等)
- 第3条 (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)
- 第4条 (経営理念、社是および行動規範)
- 第5条 (コーポレートガバナンス体制の全体像)
- 第6条 (内部統制)
- 第7条 (内部通報)

第2章 取締役会、監査役会、会計監査人等

- 第8条 (取締役会)
- 第9条 (監査役会)
- 第10条 (会計監査人)
- 第11条 (コーポレートガバナンス体制の全体像)
- 第12条 (社外役員要件)
- 第13条 (経営諮問委員会)
- 第14条 (経営理念、社是および行動規範)
- 第15条 (役員報酬)
- 第16条 (内部統制)
- 第17条 (取締役会評価)
- 第18条 (情報入手体制)
- 第19条 (トレーニング体制)
- 第20条 (関連当事者取引)

第3章 経営計画等

- 第21条 (経営計画)
- 第22条 (資本政策)

第4章 株主等ステークホルダーとの協働

- 第23条 (対話促進体制)
- 第24条 (株主の権利行使への担保)
- 第25条 (適切な情報開示と透明性の確保)
- 第26条 (買収防衛策)
- 第27条 (政策保有株式)
- 第28条 (社会・環境問題等)
- 第29条 (多様性の確保)

第1章 総則

(目的)

第1条 本基本方針は、当社の経営理念、社是、行動規範、ならびに組織、機関、規程、および諸規則に共通する考え方を示し、当社のコーポレートガバナンスの基本的事項を定める。

2. 本基本方針は、当社が、株主をはじめとする顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーと協働して経済的、社会責任を果たし、もって当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的とする。

(位置付け等)

第2条 本基本方針は、法令、定款および経営理念、社是、行動規範とともに、最上位規程として運用する。

2. 本基本方針は、経営諮問委員会の勧告を経て、取締役会の決議により改正する。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第3条 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、業務執行の迅速で果敢な意思決定を可能とする体制（攻めのガバナンス）と透明で公正な意思決定を担保する体制（守りのガバナンス）をバランスよく構築していくことにあり、コーポレートガバナンス・コードを適切に運用することが、当社の望ましいコーポレートガバナンス体制の構築に資するとの基本方針に立ち、ステークホルダーとの対話等により経済的、社会的支持を得ながら、より良いコーポレートガバナンス体制をたえず追求していくものとする。(3-1 ii)

(経営理念、社是および行動規範)

第4条 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、当社の目指すべき方向性を示す経営理念、社是および行動規範を掲げ、その趣旨および精神を浸透させるため、定期的に役員および従業員の唱和を実施し、社内イントラへの掲載およびコンプライアンスハンドブックを携行することでいつでも確認できる環境を整備する。また、役員および執行役員が先頭に立ち、ステークホルダーとの協働の必要性と経営理念等を尊重する企業風土の醸成に努める。(2、2-1、2-2、2-2①、3-1 i、4-1)

<経営理念>

- (1) 人々をゆたかにする心と技術をはぐくみ、社会のために幸せを創造する。
- (2) 創意工夫し、知恵を出し、感性を磨き、提案開発型企业として発展する。
- (3) すべてをプラスに考え、前向きに行動する。
- (4) 素直な心で、あらゆることに感謝する。

(5) 自然を愛し、人を大切にする。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方：

株主総会招集通知 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/general/>)

<社是>

(1) 我が社は、人と水とを技術でつなぎ、人々の住環境を改善し、社会に貢献する。

(2) 我が社は、お客様満足度第一を信条とし、クレームに当たりては誠意をもって対応する。

(3) 我が社は、最高の製品と、サービスをお客様に適正な価格で提供する。

(4) 我が社は、研究開発並びに、たゆみない品質改善に邁進する。

(5) 我が社は、労使協調と相互信頼を経営の基盤とする。

<行動規範>

前澤化成グループ（以下、この行動規範において「当社グループ」という。）は、事業目的の遂行にあたり、国内外の法令を遵守し、社会的責任を全うするために守るべき「行動規範」を制定する。

すべての役職員は当社グループの社会的な役割を十分に認識し、三現主義とお客様第一の精神のもと以下に掲げる規範を守る。

なお、この行動規範は業務遂行中のみならず日常生活の中においても常に意識されなければならない。当社グループの一員として社会に対する信頼の維持と増進に努める範と位置づけるものである。

(常に真摯であれ)

当社グループ役職員は、常に真摯でなければならない。

(法令等の遵守・尊重)

すべての法令を遵守し、かつ、自ら定めた当社グループ諸規程を忠実に守らなければならない。また、社会規範を尊重し、良識を持って行動する。

(お客様の信頼)

「現場に行き、現物を見、現実を知る。」(三現主義)に基づき、お客様のニーズを的確に把握して、お客様の多様なニーズに応える高品質・高機能製品の提供に努める。

(すべてはお客様のために)

お客様第一の精神のもと、一つひとつの行動が本当にお客様のためになっているかを常に自問する。

(開示の原則)

すべてのステークホルダーに対しては、互いの信頼性を確保するため、必要な経営関連情報を適切かつ適時に開示する。

(反社会的勢力との対峙)

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たず、断固とした姿勢で臨む。

(情報の厳正な管理)

当社の営業秘密および役職員の個人情報厳正に管理する。

(地球環境への配慮)

すべての役職員一人ひとりが、省エネルギー・省資源・リサイクル等に努め、環境問題に積極的に取り組む。

(地域社会との共生)

地域の発展と快適で安全な生活に資する活動に協力するなど、地域社会との共生を目指す。

(人格・個性の尊重)

健康でゆとりのある職場環境を保ち、すべての役職員の人格および個性を尊重する。

(行動規範の実現)

この行動規範のため、その内容についてすべての役職員に周知徹底し、あらゆる機会を捉え自律型人材の育成と教育訓練を行う。

(コーポレートガバナンス体制の全体像)

第5条 当社は、監査役会設置会社とし、取締役会を構成する取締役および監査役により経営および監督を行うものとする。また、取締役会の経営監督機能の発揮を促し、業務執行を効率的に行うことを可能とするため、執行役員制度を導入し、執行役員の出席する経営会議において、法令の許す範囲で業務執行の決定を行う体制を構築する。なお、当社は、コーポレートガバナンス体制について、株主総会招集通知および有価証券報告書をホームページに公開することで開示する。

(コーポレート・ガバナンス体制：

株主総会招集通知 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/general/>)

(コーポレート・ガバナンスの状況：

有価証券報告書 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/library/report/>)

2. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外役員のみで構成される経営諮問委員会を設置し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に関する事項、役員および執行役員の選解任および報酬に関する方針、手続に関する事項、および各取締役の自己評価に関する事項について、経営諮問委員会として取締役会に意見を勧告する体制とし、透明で公正な経営の意思決定を担保する。(3-1 iii iv、4-3①、4-7、4-10、4-10①)

(内部統制)

第6条 当社は、内部統制システムの基本方針により、業務の効率性および有効性を確保し、財務報告の信頼性確保およびコンプライアンスの徹底を図り、内部統制担当取締役と全社に配置される内部統制委員により構成される内部統制委員会で全社的な問題点の把握および改善を行う体制を構築する。また、社長直轄の内部監査室に専従者を配置し、業務

プロセスの効率性および適正性についても継続して検証を行う体制を構築する。なお、当社は、業務の適正を確保するための体制について、株主総会招集通知をホームページに公開することで開示する。(4-3、4-3②)

(業務の適正を確保するための体制：

株主総会招集通知 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/general/>)

(内部通報)

第7条 当社は、内部通報に係るホットライン運用規程を定め、監査役および一定の講習を受けた企業倫理担当者により社内に内部通報窓口を設置するほか、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置する。また、ホットライン運用規程において、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを明示的に禁止する。(2-5、2-5①)

第2章 取締役会、監査役会、会計監査人等

(取締役会)

第8条 取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負う。(4、4-5)

2. 取締役会は、法令、定款または取締役会規則に定めのある重要事項を決定するとともに、執行状況について報告を受け、経営状況の監督を行う。(4、4-1①、4-2)

3. 取締役会で決定する重要事項以外の業務執行に関する重要事項については、すべての業務執行取締役と執行役員により構成される経営会議において決定するとともに、業務執行取締役および執行役員が取締役会および経営会議の決定事項に従い、所管部門または関係会社において業務を執行する。なお、当社は、取締役会に関する取締役会規則のほか、組織規程その他の規程により役員および執行役員等、各機関の役割を定めている。(4-1①)

4. 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、会社経営に関する知見により客観的で実効的な助言を受けること、また、利益相反関係の監督等、コーポレートガバナンスに関する知見により経営監督機能の実効性を確保することを目的として社外取締役を選任する。社外取締役の員数については、複数名を選任することを基本方針として人材を確保する。(4-3、4-6、4-7、4-8)

5. 当社は、取締役会の審議活性化のため、年間開催スケジュールの設定により開催頻度を適切に設定するほか、取締役会事務局と連携して予定議案の連絡および資料の事前配布を徹底し、審議時間の確保を含めた審議の充実を図る体制を確保する。(4-12①)

(監査役会)

第9条 監査役会は、独立の機関として当社の健全で持続的な成長を担保するため、高い専門性を有する弁護士および公認会計士その他企業経営の知見を有する実務家等により過半数を構成し、知識および経験に基づき、取締役会で各監査役が積極的に意見を述べる体制とする。また、経営諮問委員会を通じて社外監査役と社外取締役との連携を確保するとともに、監査役会は、常勤の監査役を1名選任し、各取締役と常時意見交換できる体制とするほか、取締役会に加え、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席して意見を述べ、必要に応じて内部監査室、総務部、経理部等をスタッフとして活用できる体制とする。(3-2② iii、4-4、4-4①、4-13、4-13③)

2. 監査役会は、会計監査人の独立性および職務の遂行が適正に行われる体制を確保するため、会計監査人と監査計画および監査実施状況に関する情報共有を定期的に行うほか、会計監査人の監査に適宜立ち会うなど連携するとともに、会計監査人を評価するための基準を定め、独立性および専門性の有無とともに、策定した基準の充足状況についても確認する体制とする。(3-2①)

(会計監査人)

第10条 当社は、高品質な監査を可能とするため、会計監査人と協議のうえ、適切な監査日程を設定するとともに、会計監査人と社長との間で定期的な面談を実施する体制とする。また、会計監査人から不正に関する対応を求められた場合は、業務執行から独立した機関である監査役会により、独自に調査委員会の設置が可能な体制とする。(3-2、3-2② i ii iv)

(取締役会と監査役会の構成)

第11条 当社は、取締役を10名以内、監査役を5名以内とすることを定款に定めており、性別を問わず、管理、営業、製造および研究開発その他経営に関する知識、経験および能力を考慮しつつ、多様性のある人材をバランスよく配置することを基本方針とする。(4-11、4-11①)

(社外役員の要件)

第12条 当社は、選任する社外役員の全員について、東京証券取引所の定める独立性要件のほか、更なる独立性を求め独自の独立性基準を定め、そのいずれも満たすことを求める。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく高い専門性を求め、弁護士および公認会計士を各1名以上確保し、その他企業経営の知見を有する実務家等を若干名選任するよう努める。(4-9、4-11、4-11①)

<独立性基準>

(1) 当社グループの議決権10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者(※1)でないこと

- (2) 当社グループが議決権 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者、またはその業務執行者でないこと
- (3) 社外役員の相互就任関係（※2）となる他の会社の業務執行者でないこと
- (4) 当社グループから多額（※3）の寄付を受領している団体の業務執行者でないこと
- (5) 上記（1）ないし（4）に就任前の過去3年間で該当することのないこと
- (6) 過去に1度でも当社グループの業務執行者となった者でないこと

※1 「業務執行者」とは、業務執行取締役および使用人をいう。

※2 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

※3 「多額」とは、過去3事業年度の平均で、年間 1,000 万円または当該団体の年間総収入の 2%を超える金額をいう。

（経営諮問委員会）

第 13 条 経営諮問委員会は、社外取締役を議長として少なくとも四半期ごとに定期的開催し、社外役員のみ情報交換および認識共有により、透明で公正な経営の意思決定に資する組織とする。また、経営諮問委員会に事務局を設置し、社外役員の要望により経営陣との連絡および調整、監査役および監査役会との連携を随時可能とするほか、取締役会においては、社外役員の発言の機会を積極的に確保する。（4-8①②、4-12）

（役員を選解任）

第 14 条 当社は、役員および執行役員の選解任においては、当社の業績等の評価を踏まえて経営諮問委員会の勧告を受けることとし、客観的な評価を踏まえることで透明で公正な体制を担保する。なお、当社は、取締役および監査役の個々の選任について、株主総会招集通知に選任の理由を記載することで説明を行うものとし、株主総会招集通知をホームページに公開することで開示する。（3-1 iv v、4-3、4-3①）

（取締役および監査役の候補者選任の説明：

株主総会招集通知 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/general/>）

（役員報酬）

第 15 条 当社は、取締役の報酬として、株主総会で決議された枠内で基本報酬および単年度業績に連動した業績連動報酬（賞与）を支払うとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、中長期の業績と連動する株式報酬を支払う。（3-1 iii、4-2①）

2. 前項の定めにかかわらず、社外取締役への報酬は、経営監督機能の実効性の観点から、基本報酬のみとする。

3. 当社は、監査役の報酬として、株主総会で決議された枠内で基本報酬を支払う。

(役員の兼職)

第16条 当社は、取締役会の経営監督機能の発揮を促し、業務執行を効率的に行うことを可能とするため、執行役員制度を導入しており、取締役および監査役が業務に専念できる体制の確保に努める。また、取締役および監査役は、他の法人等の役員等を兼職する場合には、取締役会への出席に支障のない範囲に留めることとする。なお、当社は、兼職および取締役会への出席の状況について、株主総会招集通知をホームページに公開することにより開示する。(4-11②)

(取締役および監査役の兼職および取締役会への出席の状況：

株主総会招集通知 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/general/>)

(取締役会評価)

第17条 当社は、経営諮問委員会が各取締役の自己評価のためアンケートによる確認を行い、内容に意見を付して取締役会に勧告することとしており、取締役会は、透明で公正な勧告を受けて取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。なお、当社は、結果の概要について、コーポレートガバナンス報告書により開示する。(4-11、4-11③)

(情報入手体制)

第18条 当社は、関連する部門に対して役員が直接情報の提供を要請することができる体制とするとともに、取締役会事務局、経営会議事務局および経営諮問委員会事務局等を通じて調査を行うことができる体制とする。また、役員が、外部の専門家に対して直接助言を求めることを可能とするため、当社が費用負担する体制とする。(4-13、4-13①、4-13②、4-13③)

(トレーニング体制)

第19条 当社は、役員就任時、在任中を問わず、加盟する外部団体等が主催する経営、監督、監査に関する研修会への参加を役員に促し、在任期間中も積極的な知識習得の機会を継続して提供する。また、社外役員に対しては、専門的見地の有効な活用に資するため、工場の見学を実施するなど、組織の理解に有用な会社事業等に関する情報を積極的に提供する。(4-14、4-14①、4-14②)

(関連当事者取引)

第20条 当社は、役員または役員が実質的に支配する法人その他主要株主等との競業取引または利益相反取引については、当社に不利益を生じることのないよう取締役会において十分な検討および決議を行うとともに、取引に関して取締役会が監督する体制とする。なお、当社は、関連当事者取引の概要について、株主総会招集通知や有価証券報告書をホームページに公開することで開示する。(1-7)

(会社役員に関する事項：株主総会招集通知 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/general/>)

(関連当事者情報：有価証券報告書 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/library/report/>)

第3章 経営計画等

(経営計画)

第21条 取締役会は、自由闊達な意見交換を経て経営方針を制定し、役員および執行役員等による経営発表会等を通じて具体化に向けた議論を行い、経営方針を反映した中期経営計画を策定する。また、執行役員制度を活用して効率的に業務執行を行うことで中期経営計画の実現に向けて最善の努力を行う。なお、当社は、中期経営計画について、ホームページに公開することで開示するほか、決算説明会を通じてステークホルダーに説明する。(4-4-1、5-2)

(中期経営計画：<http://www.maezawa-k.co.jp/ir/management/>)

2. 当社は、中期経営計画を達成するための環境整備を継続して行う。リスクや不確定な要素等が原因で中期経営計画の変更を要するときは、役員および執行役員が、変更の事情および内容について、決算説明会または株主総会等、適切な手段を通じてステークホルダーに対して説明する。(4-1②、4-5)

3. 当社は、中期経営計画が未達に終わった場合には、その原因や当社が行った対応の内容を十分に分析し、役員および執行役員が、決算説明会または株主総会等、適切な手段を通じてステークホルダーに対して説明するとともに、その分析を次期以降の事業計画に反映する。(4-1②)

4. 当社は、中期経営計画等の経営方針への取組み実績を踏まえ、新たな中期経営計画の達成にふさわしい人材を、次期社長の候補者とする。取締役会は、各取締役の自己評価および経営諮問委員会の勧告を参考にすることで、次期社長の透明で公正な選定手続きを担保する。(4-1③)

(資本政策)

第22条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、投資に必要な資本を確保しつつ、積極的な株主還元を行っていくことを基本方針とする。なお、当社は、株主還元に関する具体的な目標について、中期経営計画をホームページに公開することで開示するほか、決算説明会を通じてステークホルダーに説明する。(1-3)

(中期経営計画：<http://www.maezawa-k.co.jp/ir/management/>)

2. 当社は、増資等の資本構成に関する資本政策を採用する場合は、取締役会および監査役会等において必要性および合理性の観点から十分な検討を行い、決定した事項については、株主に対して情報を速やかに開示して説明の機会を設けるなど、適正な手続きと十分な説明を行う。(1-6)

第4章 株主等ステークホルダーとの協働

(対話促進体制)

第23条 当社は、I R担当役員を指名し、I R担当部門である経営企画室が中心となり総務部、経理部と連携する体制とする。また、対話の充実のため、I R担当役員および経営企画室長が株主との面談に臨むことを基本とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、対話の申入れに対しては積極的に対応するとともに、株主からの意見は、I R担当役員を通じ取締役会で定期的に情報を共有する体制とする。(5、5-1、5-1①、5-1② i ii iv)

2. 当社は、株主構成の分析により株主情報の把握に努めるとともに、決算説明会の定期的な開催など、I R情報の発信を行う体制を構築する。なお、当社は、I R情報について、ホームページに公開することで開示する。(5-1② iii、5-1③)

(I R情報：<http://www.maezawa-k.co.jp/ir/>)

3. 当社は、インサイダー取引管理規程に基づき、適切に情報を管理する体制とする。(5-1② v)

(株主の権利行使への担保)

第24条 当社は、すべての株主の実質的平等性を確保するため、株主が権利行使に資する情報にアクセスしやすい環境を整備するとともに、定款、株主名簿および株主総会議事録等の閲覧謄写請求等に対応するため、社内マニュアルを整備し、株主の円滑な権利行使を担保する。また、株主提案権の行使等について、株式取扱規則で権利の行使方法を定め、少数株主の権利行使に資する。(1、1-1、1-1③)

2. 当社は、株主の権利行使に資するため、株主総会招集通知を法定の期日よりも3営業日前までに発送し、遅くとも発送日までにホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトにて公開することで開示する。また、株主総会は株主との対話の場であるとの認識のもと、株主が出席しやすい日程として、集中日以外に開催日を設定することを基本とする。(1-2、1-2②、1-2③)

3. 当社は、株主総会における議決権行使について、株主名簿上に記載または記録されている者が議決権を有するとの基本的な考え方のもと、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主については、株主としての出席、議決権の行使および質問は認めない方針とするが、株主総会の議事進行に支障が生じない範囲で傍聴人としての出席を認める。(1-2⑤)

4. 当社は、株主総会での株主の議決権行使結果について、経営企画室を中心に会社提案に反対の理由および原因の分析を行い、I R担当役員を通じて取締役会で情報を共有し、株主との対話に反映させる。(1-1①)

5. 当社は、コーポレートガバナンスに関する体制の構築について、毎年体制の見直しを行う。また、経営環境の変化に対応して機動的に経営政策を実施するため、役員報酬、中

間配当および自己株式の取得に関する事項について、株主総会決議および定款の規定により取締役会に委任する。(1-1②)

(適切な情報開示と透明性の確保)

第25条 当社は、適時適切な情報開示は経営の重要課題であるとの認識のもと、情報開示規程により、法令および証券取引所規則に基づく財務的、社会的に重要な情報はもちろん、ステークホルダーとの対話、理解の促進に役立つ非財務情報についても、ホームページ等を通じて、わかりやすく開示するよう努める。(1、1-1、1-2①、3、3-1、3-1①)

2. 当社は、海外ステークホルダーへの英文の株主総会招集通知の作成および議決権の電子行使プラットフォームの導入を行う。(1、1-1、1-2④、3-1②)

(買収防衛策)

第26条 当社は、企業価値を向上させることが買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、中長期的な企業価値の向上に注力することを基本方針とし、買収防衛策は導入しない体制とする。なお、当社は、基本的な考え方について、株主総会招集通知をホームページに公開することで開示する。(1-5)

2. 当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、株主の権利行使を尊重し、株主の判断に資するよう取締役会としての考え方を速やかに開示する。(1-5①)

(株式会社の支配に関する基本方針：

株主総会招集通知 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/general/>)

(政策保有株式)

第27条 当社は、良好な取引関係を維持し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながると合理的に考えるものについては、政策的に株式を保有する。ただし、事業年度ごとにその効果について総合的に検証し、効果が乏しいと判断される銘柄については売却することも視野に検討する。なお、当社は、保有目的について、有価証券報告書により開示する。(1-4)

(コーポレート・ガバナンスの状況：

有価証券報告書 <http://www.maezawa-k.co.jp/ir/library/report/>)

2. 政策的に保有する株式の議決権行使については、保有目的に関係する部署以外の独立した部署が独自に議決権の行使を行う体制とし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるか否かの観点から判断を行う。また、必要がある場合は、議案の内容等について発行会社と対話を行う。(1-4)

(社会・環境問題等)

第28条 当社は、人々の生活に欠かすことのできない水、安心安全な水を届けることを念

頭に、水事業を軸とした事業活動を通じ、住環境の改善に取り組む。また、エコ、省エネに配慮した快適な住環境を提供すべく、ISO14001等を通じ、環境活動に積極的に取り組む。

(2-3、2-3①)

(ご挨拶：ホームページ <http://www.maezawa-k.co.jp/company/message/>)

(多様性の確保)

第29条 当社は、従業員の多様性を確保することが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するとの考え方を基本とし、様々な働き方を支援する仕組みを検討し導入していく。(2-4)

<導入済支援策の一例>

- ・産前産後休暇期間の有給化
- ・配偶者出産時の特別休暇制度
- ・出産祝い金の拡大
- ・育児休業期間の延長
- ・有給休暇の取得推進支援制度